

一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会 役員等の選任に関する規程

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会(以下「本協会」という。)の理事および監事(以下、総称して「役員」という。)の選考に関する事項を定め、役員の適格性と多様性を担保することを目的とする。

第2条(役員候補者選考委員会)

1. 本協会は、前項の目的を達成するため、役員候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
2. 委員会の業務は、以下のとおりとする。
 - (1) 理事候補者の選出
 - (2) 監事候補者の選出
 - (3) その他、役員を選考に関する一切の事項
3. 委員会の委員は、理事、監事及び外部有識者等の中から理事会の決議により選任される。委員の人数は3名以上とし、現職の理事が委員の半数を下回るようにしなければならない。有識者及び女性委員を配置するように努めなければならない。
4. 委員会の委員長は、委員会の決議によって決定する。

第3条(役員の場合)

1. 理事は、原則として、以下の条件を全て満たす者でなければならない。
 - (1) 就任時に満80歳未満であること
 - (2) 視覚障害者ボウリングに関する一定程度の知識を有すること
 - (3) 本協会の設立趣旨、理念および活動方針に理解を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること
2. 監事は、原則として、以下の条件を全て満たす者でなければならない。
 - (1) 就任時に満80歳未満であること
 - (2) 会計について一定程度の知識を有していること
3. 理事の任期は2年、監事の任期は4年とし、それぞれ再任を妨げない。
4. 理事について、その任期は原則として連続して10年を超えることはできないが、以下のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事の在任期間が10年に達してから原則として2期に限り、理事として選任されることができる。
 - (1) 当該理事がIFの役員である場合
 - (2) 当該理事の実績等に鑑み、当該理事が新たにまたは継続して代表理事または業務執行理事を務めることが不可欠であると認められる特別な事情がある場合
5. 本協会は、理事のうち、外部理事の割合を25%以上、女性理事の割合を40%以上とす

ること、およびその他理事の多様性を確保することを目標とする。

第4条(補足)

本規程に定めのない事項については、定款の規定が適用される。

第5条(改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、2024年7月1日から施行する。